

三井住友海上火災保険株式会社

広報部 〒101-8011 東京都千代田区神田駿河台 3-9  
TEL: 03-3259-3111(代表)  
www.ms-ins.com

2021年8月18日

～消防団員の安心・安全な災害救助活動をサポート～

**「消防団員の災害救助活動従事中・自動車保険」の販売開始**

MS&ADインシュアランスグループの三井住友海上火災保険株式会社（社長：船曳 真一郎、以下「三井住友海上」）は、地域防災の強化を支援するために、消防団員の災害救助活動中におけるマイカー等の自動車事故を補償する「消防団員の災害救助活動従事中・自動車保険」を10月から販売します。

三井住友海上は、この商品を通じて防災体制の中核的存在である消防団員の確保や、地域における防災力の一層の向上を支援するとともに、今後も地域の社会的課題の解決を図り、レジリエントでサステナブルな社会の実現に取り組んでいきます。

**1. 開発の背景**

消防団員は、非常勤の特別職公務員として平常時・非常時を問わずその地域に密着し、住民の安心と安全を守るという重要な役割を担っています。災害時に出動要請を受ける状況はさまざま、移動手段として、団員がマイカー等を使用せざるを得ないケースも散見されます。

東日本各地に記録的な大雨をもたらした2019年10月の台風19号では、河川の氾濫等の甚大な被害が発生し、出動に際して使用した消防団員のマイカー等が水没する被害が多発しました。

一方で、消防団員が出動時に使用するマイカー等に対する国の補償は、「消防団員等公務災害補償等共済基金」の自動車等損害見舞金支給事業（最大10万円）に限られています。そのため消防団員個人が加入する自動車保険を、災害救助活動中の事故で使用しなければならず、翌年以降に値上がりする保険料が消防団員の負担になるという課題がありました。

そのような中、三井住友海上は、総務省消防庁から災害救助活動中の消防団員のマイカー等による事故を補償する商品の検討依頼を受け、この度、消防団員向けの専用商品「消防団員の災害救助活動従事中・自動車保険」を開発しました。

**2. 本商品の概要**

消防団員が、災害救助活動のためにマイカー等を使用している間に起きた自動車事故を補償します。この商品により、災害救助活動中に発生したマイカー等による自動車事故において、消防団員が加入する自動車保険を使用する必要がなくなります。

商品のしくみ	「自動車保険・一般用（一般自動車総合普通保険約款）」＋「消防団員の災害救助活動従事中補償特約」
契約者（保険料負担者）	消防団を設置する市町村 ※一部事務組合や広域連合事務組合を含みます。
補償対象の自動車	消防団員等が災害救助活動に使用する自動車。ただし、農耕作業用自動車および市町村が所有している自動車は除きます。
補償の期間	消防団員が災害救助活動の現場へ向かうために自動車に乗車した時から、災害救助活動が終わり、自宅等に到着し降車するまでの間。ただし、保険期間中に限ります。

**3. 今後の展開**

三井住友海上は、この商品を通じて、消防団員の皆さまが「安心・安全」に災害救助活動に従事できる社会を実現し、地域防災力の一層の向上に貢献していきます。

以上